

家屋全棟調査へのご協力をお願い

佐伯市では市内の全家屋を対象に、家屋の全棟調査を実施しています。

この調査は、市に備え付けている固定資産税の家屋課税台帳に登録している事項（所在地番、種類、構造、床面積等）と現況を、現地において比較・照合することにより、増築や未調査による課税漏れ、または取り壊し等がある家屋を調査・確認するもので、すでに課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行うためのものです。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。



1. 調査期間

調査の時期は、次表のとおり予定しています。

調査地区	調査時期
佐伯地区	
長良、堅田、青山	1次調査：平成28年10月下旬～平成28年12月 2次調査：平成28年10月下旬～平成28年12月
長谷、池田	1次調査：平成28年11月～平成29年1月 2次調査：平成28年11月～平成29年1月
木立、稲垣、上岡	1次調査：平成28年12月～平成29年2月 2次調査：平成28年12月～平成29年2月
鶴岡西町、鶴望、鶴岡町、若宮町	1次調査：平成29年1月～平成29年3月 2次調査：平成29年1月～平成29年3月
海崎、戸穴、霞ヶ浦、狩生、護江、二栄	1次調査：平成29年2月～平成29年4月 2次調査：平成29年2月～平成29年4月
大入島	1次調査：平成29年4月～平成29年5月 2次調査：平成29年4月～平成29年5月
城南町、池船町、長島町、上記以外	1次調査：平成29年5月～平成29年8月 2次調査：平成29年5月～平成29年8月
ご不在等の継続調査	1次調査：平成29年9月～平成30年3月 2次調査：平成29年9月～平成30年3月

(調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します。)

問い合わせ

佐伯市役所 市民生活部 税務課 固定資産税係
TEL 0972-22-3174 (直通)

2. 調査の対象

市内に存在する以下の条件をすべて満たしている家屋が調査対象となります。

- ①土地に定着して建造されているもの。(基礎があるもの)
- ②屋根及び壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態であるもの。

車庫や小屋なども面積の大小にかかわらず、課税対象に該当すれば固定資産税がかかります。

3. 調査の方法

<1次調査>

- ①市が委託した調査員（調査委託業者）が、2人一組で調査地区を巡回しながら調査します。
- ②調査は、家屋台帳と実際の建物とを、図面などの資料を基に外観から照合し、確認します。
- ③照合・確認にあたっては、原則、敷地内に立ち入らせて頂き、必要に応じて家屋外周の計測などを行う場合があります。
また、家屋建築年や所有者などについてもお尋ねすることがあります。
- ④初回訪問時にご不在の場合は、次回訪問の日程を記載したビラを差し置かせて頂きます。その後、ご連絡等がなければその日程にて調査させていただきます（ご不在の場合でも調査をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。）
- ⑤原則、家（建物）の中に立ち入ることはありません。

<2次調査>

1次調査の結果、評価調査が必要な家屋は、評価調書及び家屋見取図を作成するための実地調査を行います。その際、家屋内部の調査が必要な場合は、調査員が事前にご都合をお尋ねし、日程の調整を行ってから調査を行いますのでご協力をお願いします。

4. 調査の結果

今回の調査により、課税されていない家屋が確認されると、新たに家屋課税台帳を作成します。その結果、固定資産税額が変わる場合は、市全域の調査終了後、平成33年度の課税分から反映されます。



調査員のなりすましにご注意ください！

今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。

また、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知機、消火器などを勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることはありません。

5. 調査員

調査員（調査委託業者）は、調査員であることがすぐわかるように、『家屋調査員』と表記した黄色の腕章と写真入りの「家屋調査員証」（名札）を着用しています。

日程のお問い合わせ先

調査委託業者 (株)都市総合開発研究所

フリーダイヤル  0120-25-6603

問い合わせ時間 9:00 から 18:00 (平日のみ)

家屋調査員

			
山元 俊一	児玉 秀紀	伊尻 誠	水久保 順一郎
			
柿木 博昭	川本 寛人	石川 桂吾	松本 正道
			
黒木 透	渡辺 洋一	松田 一郎	秋田 勝平

【調査員身分証明書】

第1号	家屋調査員証
(写真)	所 属：株式会社 ○○○○
	氏 名：○○ 太郎
	生年月日：昭和○○年○月○日生
上記の者は、佐伯市の委託した家屋調査員であることを証明する。	
交付年月日	平成○年○月○日
有効期間 自	平成○年○月○日
至	平成○年○月○日
	印
	佐伯市長 西場 泰義



【調査員腕章】



6. 簡易な建物の認定

簡易な建物でも課税対象となる家屋の例

		
<p>基礎工事が施されていることから定着性があると認められる物置</p>	<p>基礎工事が施されているガラス張りの温室</p>	<p>壁（三方向）を有したブロック基礎の車庫</p>
		
<p>既存家屋の外壁を利用して増築したブロック基礎の物置</p>	<p>居宅と構造を別にする地下車庫（カルパート車庫）</p>	<p>基礎工事が施され、屋根・壁がガラス張りのサンルーム</p>

課税対象外となる簡易な構造物の例

		
<p>壁がなく、外気分断性を欠く建物</p>	<p>カーポート（柱のみで無壁のもの）</p>	<p>壁（三方向）を有しているが、簡易なもので基礎も施されていない物置</p>
		
<p>ブロックの上に設置されただけで容易に移動することのできる簡易な物置</p>	<p>ビニールハウス</p>	<p>屋根・壁のないウッドデッキ</p>